

# 家庭的保育ってなあに？

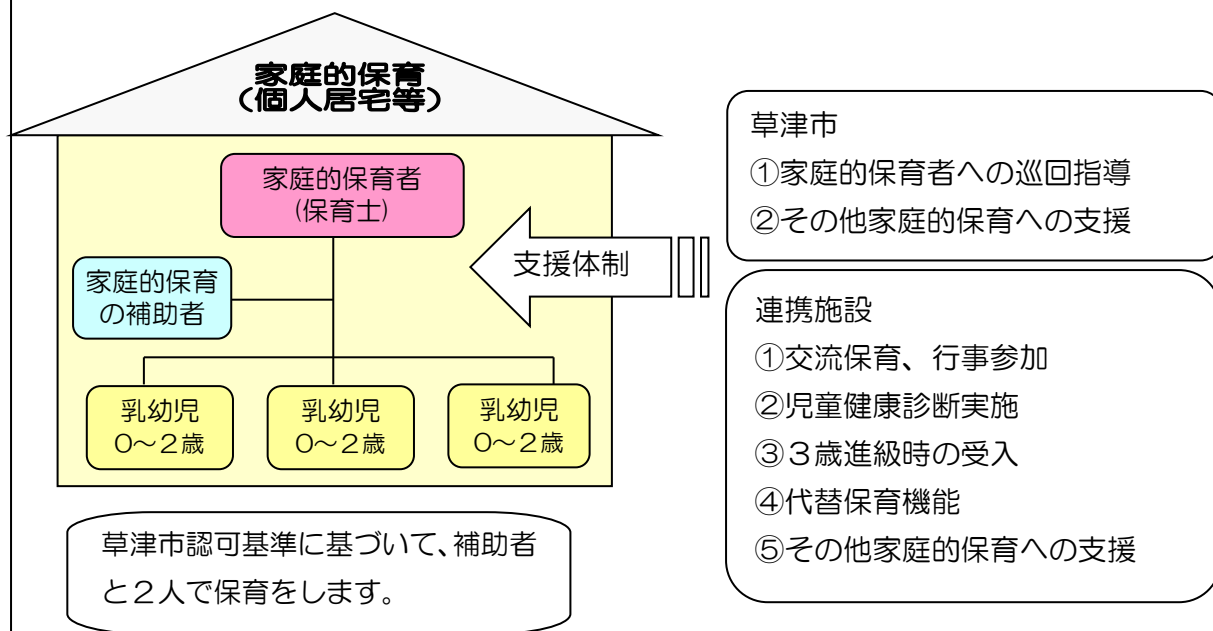
## 家庭的保育施設

家庭的保育施設とは、子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づく保育施設で、保護者が働いていたり、病気などのために、家庭で児童の保育ができないとき、保育士の資格を持つ人が、自宅の一室等を保育室として活用し、草津市認可基準に基づき、低年齢のお子さんを対象に家庭的な雰囲気の中で3～5人の保育を行う施設です。

人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅等で、家族や兄弟姉妹のいるような家庭的な雰囲気の中、子どもの成長と発達をきめ細やかに見守ることができます。



(家庭的保育の概要)



◆3歳児以降については、家庭的保育施設ごとに指定する『連携施設』に入所することが可能です。



〒525-8588  
草津市草津三丁目13-30  
草津市子ども未来部幼児課  
TEL 077-561-2365  
FAX 077-561-6780  
E-mail [yoji@city.kusatsu.lg.jp](mailto:yoji@city.kusatsu.lg.jp)

## 草津市の家庭的保育施設

施設名	住所	電話番号	連携保育所	定員
家庭的保育の家 「メリー」	矢橋町 124-12	567-9971	草津市立第三保育所	5人
家庭的保育の家 「もものみ」	馬場町 207-122	564-1034	たちばな大路こども園 (仮称)草津コペル保育園	5人
家庭的保育の家 「ここみ」	笠山四丁目 6-17	090-2191 -9151	あさひこども園	5人
家庭的保育の家 「つぼみ」	平井二丁目 6-24 ハイ ツウイング A-103号	080-2512 -1805	あゆみこども園	5人
家庭的保育の家 「にっこり」	下笠町 1201	575-2474	(仮称)くるみこども園	4人

対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている0歳児(6ヶ月)から2歳児まで
保育場所	家庭的保育者の自宅等
保育体制	家庭的保育者と家庭的保育補助者で保育をします。 (ただし児童が1名の場合は除きます)
家庭的保育者	保育士資格を持ち、保育経験または子育て経験があり、家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定した者。
家庭的保育補助者	家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定し、家庭的保育の補助業務を行う者。
保育実施日 保育時間	月曜日から金曜日の8時間保育(8時30分~16時30分)を原則とします。 (国民の祝日・12月29日から1月3日までを除く) ※土曜日の保育はありません。延長保育の有無・時間については各保育室によって違います。 ※保育標準時間認定の方も、施設の保育実施日・保育時間の範囲内で、利用していただくことができます。
食事	お弁当およびおやつを持参していただきます。 (一部、外部搬入給食を実施している施設があります。)
連携施設	健康診断や交流保育、家庭的保育者が研修などにより保育ができない場合の代替保育などを実施します。